

長第04140002号
令和4年2月9日

関係団体の長 様

和歌山県福祉保健部
介護サービス指導室長
(公印省略)

高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症の対応等の更なる徹底
について（周知徹底）

平素より、県高齢者福祉行政の推進にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記について、別添のとおり和歌山県所管の高齢者関係施設等の管理者あてに当室から通知するとともに、市町村所管の介護保険施設等については県内各市町村から周知するよう各市町村介護保険・高齢者施設担当課長あて依頼している旨お知らせします。

なお、各関係団体におかれては、当通知の趣旨・内容（以下 通知ポイント参照）について、会員施設・事業所に対して周知いただきますようお願いいたします。

記

<通知ポイント(新型コロナウイルス対応関係)>

- 新規感染者が連日 500 人を超え、介護職員の感染や高齢者施設でのクラスターが連日発生し、県内の医療提供体制が非常にひっ迫しています。

- こうした状況を受け、感染者が発生した場合、原則、軽症の場合については、保健所の判断、指示・指導に基づき、在宅においては自宅療養（宿泊療養）、施設においては施設内で入所継続・療養・健康観察をお願いせざるを得ない状況です。

- つきましては、高齢者施設においては、感染者の施設内での入所継続に備え、厚生労働省通知（令和4年1月24日事務連絡）に基づき、速やかに経口抗ウイルス薬を投薬できるよう、協力医療機関等と相談の上、登録センターへの登録について、準備いただきますようお願いいたします。（登録手続きは、別紙通知の2を参照）
特に、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅におかれては、協力医療機関等との連携を密にさせていただくようお願いいたします。

- 加えて、感染者を施設から病院へ救急搬送した際に、病院において軽症等と判断され、入院とならずに施設に戻ってくる場合については、施設において適切に受け入れていただきますよう、お願いいたします。

- また、高齢者施設等で感染が発生（特にクラスターが発生）した場合、施設等は関係する利用者、その家族・ケアマネジャー、施設等に出入りする業者等に対し、速やかに感染の状況やサービス提供の状況について周知徹底をお願いします。

- なお、退院基準を満たした患者が高齢者施設等に再入所等される場合は、再入所等を拒まず、厚生労働省通知（令和3年3月5日事務連絡他）に基づき、引き続き、適切な対応をお願いします。

和歌山県介護サービス指導室 TEL 073-441-2527
